

東海第二発電所

固体廃棄物処理系に関連する 東海発電所との共用設備の整理について

平成30年4月27日

日本原子力発電株式会社

2.3 東海発電所との共用設備について(1/2)

1. 内容

安全施設の共用(12条6項及び7項)に関して、東海発電所と共用している設備の一部を明確化した。

2. 基準適合性

(1)東海発電所と共用又は相互接続している重要安全施設はない。

(2)東海発電所と共用している安全施設は以下のとおり。相互接続している安全施設はない。

＜共用している安全施設＞

① 固体廃棄物処理系設備の一部

(雑固体減容処理設備より発生する排ガス及び排ガス洗浄水を放出する主流路、
雑固体廃棄物焼却設備より発生する排ガス及び固体廃棄物作業建屋換気を放出する主流路、
を含む)

② 所内ボイラ設備, 所内蒸気系の設備

_____ : 共用を明確化した設備

③ 給水処理系設備の一部

④ 緊急時対策所

⑤ 通信連絡設備の一部

⑥ 放射線管理施設の一部

⑦ 消火設備の一部

これらの安全施設については、いずれも必要な容量を有した設計とするなど、共用により原子炉施設の安全性に影響を与えない設計としている。

2.3 東海発電所との共用設備について(2/2)

	共用している安全施設	安全機能の重要度	共用により安全性を損なわないことの説明
①	固体廃棄物処理系のうち、セメント混練固化装置、雑固体廃棄物焼却設備※ ¹ 、雑固体減容処理設備※ ² 、固体廃棄物貯蔵庫及び固体廃棄物作業建屋※ ³	PS-3	東海発電所と共用とするが、その処理量は東海第二発電所及び東海発電所における合計の予想発生量を考慮することで安全性を損なわない設計とする。
②	所内ボイラ設備及び所内蒸気系	PS-3	東海発電所と共用とするが、必要な容量を確保するとともに、接続部の弁を閉操作することにより隔離できる設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。
③	給水処理系のうち、原水タンク、ろ過水貯蔵タンク、多目的タンク及び純水貯蔵タンク	PS-3	東海発電所と共用とするが、必要な容量を確保するとともに、接続部の弁を閉操作することにより隔離できる設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。
④	緊急時対策所	MS-3	東海発電所と共用とするが、東海発電所と同時発災時に対応するために必要な居住性を確保する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。
⑤	通信連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、テレビ会議システム(社内)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)、加入電話設備(加入電話及び加入FAX)及び専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体向)	MS-3	東海発電所と共用とするが、東海発電所で同時に通信・通話するために必要な仕様を満足する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。
⑥	放射線管理施設のうち固定モニタリング設備、気象観測設備、放射能観測車及び環境試料測定設備	MS-3	東海第二発電所及び東海発電所の共通の対象である発電所周辺の放射線等を監視、測定するために必要な仕様を満足する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。
	放射線管理施設のうち出入管理室	MS-3	東海第二発電所及び東海発電所の共通の対象である管理区域の出入管理及び被ばく線量の監視をするために必要な仕様を満足する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。
⑦	消火系のうち構内消火用ポンプ、ディーゼル駆動構内消火ポンプ、原水タンク、多目的タンク	MS-3	東海発電所と共用とするが、必要な容量を確保するとともに、発電用原子炉施設間の接続部の弁を閉操作することにより隔離できる設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。

※¹: 雑固体廃棄物焼却設備より発生する排ガスを放出する主流路である以下を含む。
 廃棄物処理建屋排気筒、放射線監視設備のうち廃棄物処理建屋排気モニタ

※²: 雑固体減容処理設備より発生する排ガス及び排ガス洗浄水を放出する主流路である以下を含む。
 排ガス洗浄廃液処理系、排気筒・放水口、排気筒モニタ・雑固体減容処理設備排水モニタ

※³: 固体廃棄物作業建屋換気を放出する主流路である以下を含む。
 廃棄物処理建屋排気筒、放射線監視設備のうち廃棄物処理建屋排気モニタ